明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一三六）　一
〔告示〕
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務三八〇）　五五
○道路に関する件（関東地方整備局四一八～四二二）　五五
○道路に関する件（北陸地方整備局一〇〇、一〇一）　五六
○道路に関する件（近畿地方整備局二七二、二七三）　五六
○道路に関する件（四国地方整備局一二一、一二二）　五六
○道路に関する件（九州地方整備局一六四、一六五）　五七
○道路に関する件（北海道開発局一〇五、一〇六）　五七
〔官庁報告〕
国家試験
司法書士試験合格者（法務省）　五七
平成二十四年司法試験予備試験の施行（司法試験委員会）　五九
平成二十三年度特別支援学校教員資格認定試験合格者（文部科学省）　六〇
〔公告〕
諸事項
裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係　六〇
特殊法人等
独立行政法人国立美術館入札、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人航海訓練所平成二十二事業年度財務諸表、平成二十二年度国家公務員共済組合連合会の決算、東日本高速道路株式会社工事開始関係　六七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　八三
会社その他
会社決算公告　八四

省令

○厚生労働省令第百三十六号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百十条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百一条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十五条、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第百十六条、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第三十三条、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第百十一号）第五条及び厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二十条の規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第八号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第十二号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第二十一条第一項第二号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第二十五条第一項第六号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第三十一条第一項第十一号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第十三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第三十九条第一項第十二号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第三項第十四号中「前項」を「第一項」に、「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第四十条第一項第三号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。

第六十条の二第一項第五号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第六号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第六十一条第一項第五号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第五号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第六十三条第一項第四号及び第二項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。

第六十三条の二中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「、同条第二項第九号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第八十条第一項第三号イ中「払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに規定する者を除く。）」を「第十六条第一項第八号イに規定する者」に、「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同号ロ中「払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行の営業所等を希望する者（預金口座への払込みを希望する者を除く。）」を「第十六条第一項第八号ロに規定する者」に改める。

第六十三条の三第一項第六号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第九号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第六十三条の二中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「、同条第二項第三号中「についての当該払渡希望金融機関の証明書」とあるのは「を明らかにすることができる書類」と」を削る。

第六十三条の三第一項第六号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第九号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第八十条第一項第三号イ中「払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに規定する者を除く。）」を「第十六条第一項第八号イに規定する者」に、「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同号ロ中「払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行の営業所等を希望する者（預金口座への払込みを希望する者を除く。）」を「第十六条第一項第八号ロに規定する者」に改める。